

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日に
当たるときは、
翌日)

目次

◇ 告 示 都市計画の変更に係る案の縦覧(四件)

告 示

鳥取県告示第八百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

一・二・一号正蓮寺晩稲線

追加する部分

鳥取市徳吉字古川丁場麻蒔及び叶字八反田

変更する部分

鳥取市の場字大樋詰及び字中野、叶字樋詰及び字四反田、宮長字上坪、字大坪、字棚田、字竹ヶ鼻、字管田、字下宝殿、字大土手、字五反田及び字井原、吉成字外河原、字中島河原、字上河原土手ノ外及び字中河原土手外、服部字下河原ノ二、字上土手之外、字中道ノ一、字中道ノ二、字津浪道東、字津浪道西及び字津浪道西ノ一、葛蒲字御通り、字鳥居畷東割、字深免東、字深免西、字中ノ丁、字寺ノ前、字新規丁、字西ノ前、字関ノ元、字納原、字西海土及び八反田、古海字三本松、字二町田、字西中田ノ二、字西中田ノ一、字上町田ノ一、字中實、字上池ノ内、字下池ノ内ノ一及び字下池ノ内ノ二、徳尾字上山崎、字下山崎、字大樋ノ上、字干草面、字前田、字蛇尾ノ一及び字蛇尾ノ三、徳吉字早稲田、字徳吉前、字首塚、字土手外、字前土居、字墓原、字道登及び字六反田、安長字矢倉田柳ヶ坪、字大磯、字堅田、字梅登、字正ヶ坪、字平森、字東魚尾及び字西魚尾、秋里字上大石橋、字下大石橋及び字中刺、南隈字曾崎及び字総斗田並びに晩稲字下総斗田、字上赤田、字下赤田、字白毛、字前田馬上免、字上陳後及び字下陳後

一・二・二号福部伏野線

追加する部分

鳥取市伏野字砂浜、字スクモ塚、字長者石、字中浜、字塚松、字渡

り上リノ二、字溝河及び渡り上リノ一
変更する部分

鳥取市秋里字古宮ノ下、字上志町ケ坪、字下志町ケ坪、字大石橋及び字中刺、南隈字曾崎、字狐隈ノ二及び字狐隈ノ一、賀露町字横江、字西横江、字中野菜、字西野菜、字摩尼田、字川住、字殿免、字美濃隈、字七隈田、字溝狭及び字大伏並びに湖山町字白浜、字大浜ノ
菴、字大寺屋、字堀越西方及び字堀越東方

削除する部分

鳥取市湖山町字産水西方

二・二・九号湖山商業線

追加する部分

鳥取市湖山町字中道及び字高隈、岩吉字北本田、賀露町字下河原及び字東下河原、南隈字念佛免、字寺田、字秋里田、字摺鉢及び字板立、秋里字上大石橋、字中刺、字下大石橋、字板建、字東大石橋、字大繩、字下六反物、字上六反物、字南古宮及び字西古宮並びに商
栄町

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六番地 鳥取市役所

三 縦覧期間

昭和五十年十月八日から昭和五十年十月二十一日まで

鳥取県告示第八百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画道路を変更しよう

とするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

三・三・一号倉吉羽合線

変更する部分

倉吉市巖城字伊木渡り及び字渡シ河原、伊木字上河原、字中河原、字下河原及び字土手根、海田西町字柳原、字大所及び字上河原、海田南町字上河原並びに海田東町字大所

三・四・一号住吉町倉吉停車場線

追加する部分

倉吉市字神坂、字前田、字中反田、字池田、字池ノ上、昭和町字池ノ上、字鳥居畷、字上河原、字ドンド川、字下穴田、字畑鉢及び字笠ヶ前、下田中字西新添、巖城字土井ノ上、字下河原、字安田開及び字新市、八屋字沖河原、字中河原、字土手根、字高瀬、字大通、字鯨及び字砂田、伊木字砂田、字中新田及び字式首、山根字早見田、字上鴨田、字中鴨田及び字下鴨田、上井町一丁目並びに上井町二丁目
三・四・三号倉吉三朝線

追加する部分

倉吉市字上矢名田及び字矢名田

変更する部分

倉吉市字西淀広、字下矢名田、字法仙、字亀岩、字浅田谷、字西家
士町、字神坂、字前田、字中将子、並びに駄経寺町字上湯原、字正
尺及び字五反田

三・六・一号河原町宮川町線

変更する部分

倉吉市字西淀広、字東淀広、字新蔵道、字新蔵附、字北越殿、字隈
ノ澤、字南越殿、字藪ノ沖、字西出口、字東出口、字福吉町、字牟
町、字新町三丁目、字宮ノ元、字薬師繩手、字藪ノ嘴、字熊ノ裏、

字塚町二丁目、字藪ノ内、字上河原、字鋳ノ元、字三通田、字宮川、

字中通及び字池ノ上

三・四・五号福吉町生田線

追加する部分

倉吉市字亀岩、字サコ田、生田字曾根及び字古屋敷並びに八幡町下

久米谷

変更する部分

倉吉市字的場、字新蔵附、字北越殿、字隈ノ澤、字広瀬町、字鍛冶
町二丁目、字鱒田、字中長、字玉ノ助、字清水出、字中田、字四十
二丸、字谷畑、字芸才寺、みどり町字中田、字早稲田及び字谷畑並
びに八幡町字四十二丸及び字久米谷

削除する部分

倉吉市字高間田

三・六・五号倉吉関金線

追加する部分

倉吉市生田字一町田及び字石曾根

変更する部分

倉吉市丸山町字一町田

二 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市夔町七二番地 倉吉市役所

三 縦覧期間

昭和五十年十月八日から昭和五十年十月二十一日まで

鳥取県告示第八百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更し
ようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第
一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に
供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に
意見書を提出することができる。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

三・三・四号日吉津四軒屋線

変更する部分

米子市皆生字北砂池、字砂池西及び字沖大境、上福原字北浜開、字
北浜新田ノ四、字北浜沖開及び字下大境、東福原字北原ノ八、字北

原ノ七、字沖林ノ菴、字北原ノ六、字沖林ノ式、字北林ノ五及び字
 沖林ノ參、西福原字大向屋敷通悪水西ノ三、字堀川尻己、字北原開
 之式、字堀川尻戊、字大向堂之北ノ式、字堀川尻丁、字北原堀川端
 之式、字堀川尻丙、字堀川端之參、字堀川尻乙、字堀川御建際、字
 堀川尻甲及び堀川中並びに両三柳字堀川、字平八道西及び字三右衛
 門道西北

二 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇 米子市役所

三 縦覧期間

昭和五十年十月八日から昭和五十年十月二十一日まで

鳥取県告示第八百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
 する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更し
 ようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第
 一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に
 供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に
 意見書を提出することができる。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

三・四・三号安倍三柳線

変更する部分

米子市安倍字清水尻中、字天狗松下、字清水尻、字荒神森、字荒神
 屋敷、字荒神谷及び字荒神森北、旗ヶ崎字長瀬谷西及び字長瀬谷並
 びに上後藤字彌市分東
 追加する部分

二 都市計画の案の縦覧場所

米子市西三柳字東外濱
 米子市中町二〇 米子市役所

三 縦覧期間

昭和五十年十月八日から昭和五十年十月二十一日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】